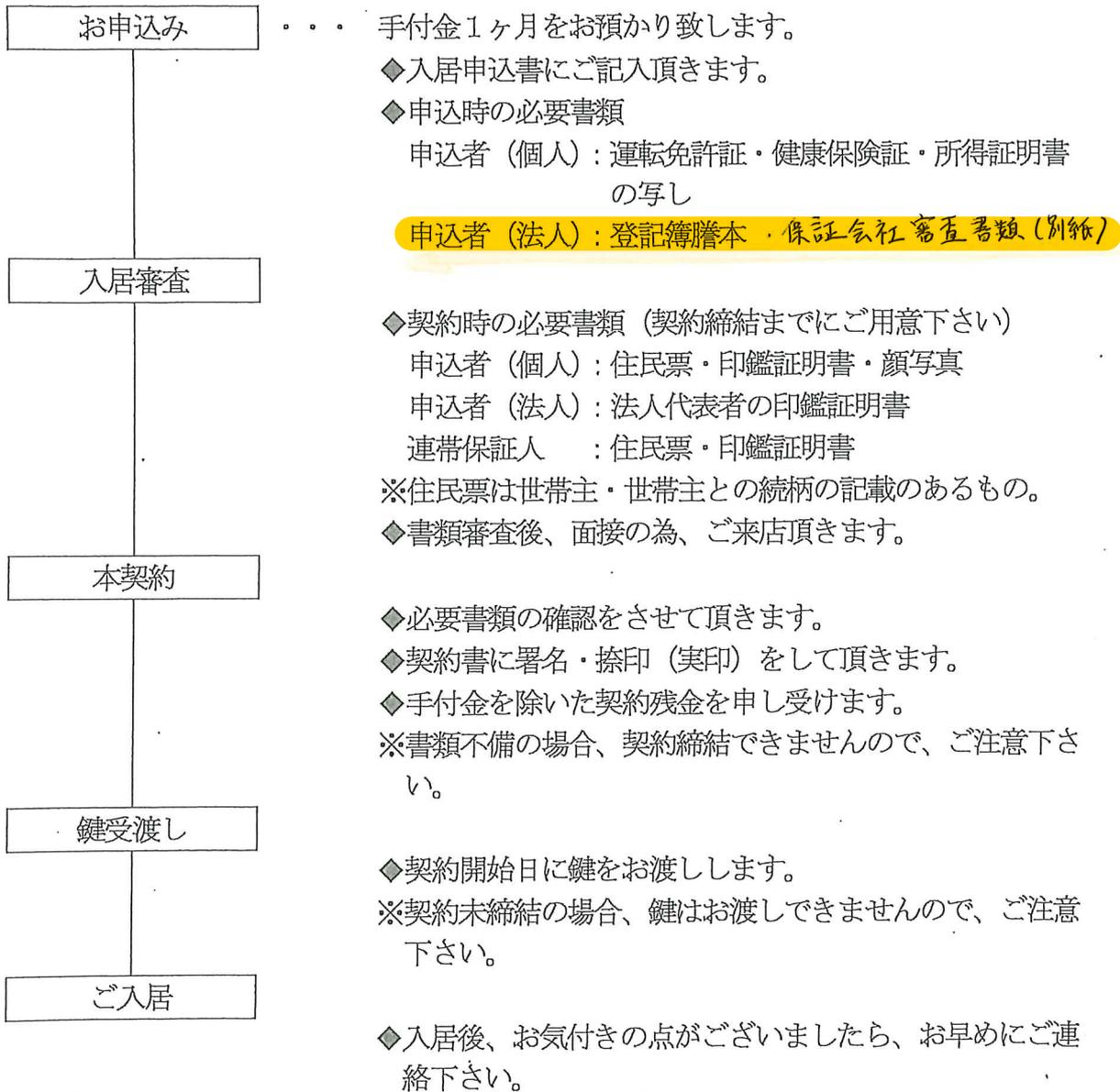


契約システムのご案内

本日は_____を、お申込み頂きまして、誠に有難うございます。
以後、下記手順に従って契約を進めて参りますので、ご確認頂きますよう、お願い申し上げます。



◆開栓先のご案内

- ・電 気 . . . 関西電力 カスタマーセンター TEL 0800-777-8810
- ・水 道 . . . 大阪市水道局 お客様センター TEL 06-6458-1132
- ・ガ ス . . . 大阪ガス リビング事業部 大阪事務所 TEL 0120-0-94817

住之江不動産株式会社
大阪市住之江区新北島3丁目9-12
TEL 06-6685-9919

< 申込書記入の際の注意点 >

- ・すべてご記入お願い致します。

(特に入居申込書兼保証委託申込書)

- ・連帯保証人、緊急連絡先は別の方でお願いします。
- ・各種本人確認書類は表・裏でお送りお願い致します。
- ・仲介業者の記載項目抜けないようにお願いします。
- ・申込書は最終的にはメールでお送り頂きます。

送り先アドレス： noguchi@sumifu.co.jp(野口宛)

賃貸入居申込書

(法人用)

年 月 日

物件	名称				住所							
	賃料	円/共益費	円	保証金	円	礼金	円	解約引	円			
	備考											
賃貸 申込 人	申込者の事業概要											
	名称									印		
	所在地	〒			TEL	—	—					
	設立年月日				資本金							
	営業種目											
	沿革											
	年商											
	取引銀行											
	代表者	住所	〒			自宅TEL	—	—				
		氏名									携帯番号	—
	従業員数											
連 帯 保 証 人	フリガナ				満年齢	生 年 月 日						
	氏名				歳	年 月 日						
	現住所	〒			自宅TEL	—	—					
	現住居	借家(月	万円)	・社宅	・持家	・その他(居住年数	年		
	職業	給与所得者 ・ 自営業 ・ その他 (年収	万円			
	勤務先	名称				申込人との関係			勤続年数	年		
		所在地	〒			TEL	—	—	業種・役職			
緊急時の連絡先	氏名					続柄						
	住所	〒			自宅TEL	—	—					
					携帯番号	—	—					

上記の通り賃借を申し込み致します。
 尚、記入事項が事実と異なると判明した場合、又は貸主側の都合で理由の説明なく申し込みが受諾されない事があっても異議はありません。
 この入居申込書の個人情報、不動産の売買・賃貸借・仲介・管理等に関する契約を締結すること及び、契約に基づく役務達成の目的に限り利用致します。

お申込みについてのお願い

4c's

～以下の内容をご確認いただくことで、より早く審査結果をお伝えできます～

■お申込み方法について

お申込みは、ぜひWEBシステムをご活用ください。

FAXにて申込書を送信いただく方法もご利用いただけます。

WEBシステムのアカウントをお持ちでない場合は、P13「WEBシステムご利用までの流れ」をご参照ください。

■フォーシーズからの連絡について

申込み者様へご連絡する場合がございますので、あらかじめフォーシーズ(0120-17-1143)より連絡が入る可能性がある旨を申込み者様へお伝えください。

お時間の指定がある場合は、WEBシステムの申込フォームへ入力または審査申込受付票にご記入ください。

■必要書類について

審査時に必要な下記書類のご準備をお願いします。

個人

①署名済みの「保証サービスに関する重要事項」

②本人確認書類のいずれか一つ

- ・運転免許証
- ・パスポート(顔写真、氏名、住所、生年月日記載ページ)
- ・健康保険証^{※1}
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)表面のみ

※1 被保険者等記号・番号等をマスキングしてください。

※2 学生&新社会人プランの対象者は、在学中、または、卒業後期間を空けずに就職し、就職後半年以内にお申込みをいただいた方が対象です。(留学生の方は対象外となります)

③該当する方のみ

- 外国籍の方
 - ・在留カード(両面)
 - ・特別永住者証明書(両面)
- 未成年者
 - ・親権者同意書(契約時には原本の提出が必要です)
- 学生・新社会人^{※2}
 - ・学生証(入学前の方は合格通知書)
 - ・卒業証書

法人

①署名済みの「保証サービスに関する重要事項」

②商業登記簿謄本(発行から3ヶ月以内)

③連帯保証人予定者様の本人確認書類

(上記個人の方向け必要書類②③と同様です)

■法人名義のお申込みについて

お申込み時点で設立1年未満の法人様については、代表者様を連帯保証人予定者様としてお申込みください。

連帯保証人予定者様へは、フォーシーズより連絡が入る場合がございます。審査により連帯保証人様が不要となることもございます。

■緊急連絡先について

緊急連絡先には、ご親族(4親等以内)で成人されている国内在住の方をご記入ください。

4c'sテナント保証の場合は、従業員の方または代表者様のご親族の方を緊急連絡先としてご記入ください。

■その他、お申込み時にご確認ください

・FAXでお申込みをされる際は「審査申込受付票」を申込書とあわせてご送信ください。
(お電話での申込内容の確認を省略することができます)

※内容によっては一部確認のご連絡がご担当者様へ入る場合がございます。

※外出の予定がある場合は、申込書に携帯電話番号をご記入ください。

・すでに賃貸借契約が開始しており、途中で保証契約締結をご希望の場合は「賃料入金確認書」を申込書とあわせてご送信ください。

・賃料等の記入欄は税込みとなっていますので、金額間違いにご注意ください。また、合計金額もご確認ください。

・申込書にご記入いただく際は、数字や名称を正確にご記入ください。また、申込書の内容は全て記入した上で、お申込みください。

ご不明な点は弊社までご連絡ください。 **カスタマーサポートセンター** ☎ 0120-17-1143

いいな いいしんさ

審査受付時間
10:00~17:00(土・日・祝も営業)

お申込書と併せてFAXお願い致します。ご署名頂いた本書をコピー(控え)し、賃借人様(契約者様)へお渡しください。



保証サービスに関する重要事項

4c'sテナント保証契約(以下、「本契約」といいます)に基づくフォーシーズ株式会社の保証サービスに関する重要事項を以下に掲載致します。本契約の申込・締結にあたって、ご理解いただくことが特に大切な事項ですので、ご確認をお願い致します。以下の内容をよくお読みになり、ご了承いただいたうえでお申込み・ご契約をお願い致します。

1. 申込先の保証会社について

保証会社：フォーシーズ株式会社(以下「当社」といいます) 所在地：東京都港区新橋5丁目13-7
家賃債務保証業者の登録：登録番号：国土交通大臣(2)第7号 登録日：2017年12月21日
問合せ先：03-3434-3725

2. 保証の範囲及び限度額について

当社は、賃借人様が申し込まれる不動産(以下、「本件物件」といいます)の賃貸借契約(以下、「本件賃貸借契約」といいます)の支払債務のうち、下記の債務について、本契約書の月額固定費の合計額(以下「合計基準額」といいます)に53を乗じた金額を極度額とし、その極度額を限度として、賃借人様に対して保証致します。但し、4c'sテナント保証 plus(この場合を以下、単に「plusプラン」といいます)では、合計基準額に57を乗じた金額を極度額とします。(本契約第30条)また、下記③乃至⑤については、合計して賃料2ヶ月分(plusプランの場合は賃料6ヶ月分)をその上限とし、また、当社が自ら負担することを認めたものに限り、なお、4c'sテナント保証契約において本件賃貸借契約の目的物件が貸地、倉庫、工場又は宿泊施設の場合など4c'sテナント保証ライトプラン(この場合を以下、単に「ライトプラン」といいます)では、下記③乃至⑤は、保証の範囲に含まれません。(本契約第6条、第29条)

- ①月額固定費(本契約書表面記載の賃料、管理費・共益費、駐車場使用料その他の本契約書固定費欄に記載の定額の金員)
- ②変動費(使用量等に応じて月額が変動する水道費・光熱費等及び月によって変動することが予定されている賃料)
- ③本件賃貸借契約の更新料(法定更新の場合を除きます)及び更新事務手数料
- ④早期(短期)解約違約金(賃借人様が賃貸借契約期間満了前に本件賃貸借契約を解約した場合に発生する違約金。また、解約予告の予告期間の経過に代えて支払う賃料相当額を含みます。)
- ⑤原状回復費用(本契約書所定の条件を満たしたものの)
- ⑥賃料等相当損害金(賃貸借契約終了後、本件物件の明渡しまでの期間(ライトプランにおいては賃借人様が賃借人様に対する本件物件の明渡しの債務名義を取得した時のいずれか早く到来する時まで)に限定されます)の月額固定費に相当する損害金)

3. 保証期間

本契約は、原則として、本件賃貸借契約の契約期間の開始と同時にその契約期間を開始し、本件賃貸借契約の有効期間中に限り存続します。本契約における保証は、当社が本契約書を含む必要書類及び保証委託料等を受領した時点から開始し、本契約の終了又は賃借人様の本件物件の明渡し完了により終了します。(本契約第2条及び第7条)但し、ライトプランにおいて本件物件の明渡しのために法的手続をとった場合は、賃借人様が賃借人様に対する本件物件の明渡しの債務名義を取得した時に本契約における保証が終了します。(本契約第29条)

4. 保証委託料について

保証サービスのご利用にあたり、賃借人様に、つぎの保証委託料をお支払いいただきます。

- ①初回保証委託料(本契約第8条) 基本額は、合計基準額の1ヶ月分です。(最低保証委託料 35,000円)
プランにかかわらず初回保証委託料は、最大で月額賃料等の1ヶ月分です。

- ②年間保証委託料(本契約第9条) 基本額は、合計基準額の1ヶ月分であり(最低保証委託料 35,000円)、1年に1回発生します。

《年間保証委託料の割引サービス》

賃料等や変動費などの延滞回数が0回及び1回の場合は10,000円に、延滞回数が2回の場合は基本額の50%(基本額を2で除した金員)に割引致します。賃料等や変動費などの延滞回数が3回以上の場合は、割引はございません。なお、延滞回数は、本契約書規定どおり1年ごとに数えます。なお、plusプランの場合には、上記②の年間保証委託料の基本額は合計基準額の2ヶ月分となります。(本契約第30条)

5. 本契約が1年の保証年の途中で終了することとなった場合の保証委託料の返還について

本契約が保証年の途中で終了した場合、お支払いいただいた初回保証委託料及び年間保証委託料は、契約終了事由の如何を問わず、返還されません。(本契約第8条第2項、第9条第2項)

6. 賃料等や変動費などの延滞時のお取扱いについて

(1) 延滞時の基本的なお取扱いについて

賃借人様が2.の保証範囲に含まれる金員の支払を延滞されたときは、賃借人様へ特段の連絡をすることなく、当社から直接賃借人様への支払を行います。(本契約第14条第1項)

但し、当社による賃借人様への支払は、賃借人様ご自身によるお支払と同視されるものではございませんので、賃借人様ご自身によるお支払がない限り、本件賃貸借契約が解除されるなどの不利益を受けることがあります。

(2) 本件賃貸借契約の解除について

①賃借人様による解除 賃借人様が賃料の支払を3ヶ月分以上怠ったときは、賃借人様は、無催告にて本件賃貸借契約を解除することができることとなります。(本契約第13条第4項)

また、このほかにも、本件賃貸借契約の定めに基づき、本件賃貸借契約が解除されることがあります。

②当社による解除 賃借人様が支払を怠った賃料等及び変動費などの合計額が賃料3ヶ月分以上に達したなどにより、賃借人様に賃料等の支払能力がないことが明らかとなり、本件賃貸借契約及び本契約における賃借人様：当社と賃借人様との間の信頼関係が破壊された場合には、当社は、5日以上期間を定めた催告のうえ、本件賃貸借契約を解除することができることとなります。(本契約第13条第1項)

(3) 求償権の行使について

賃借人様の賃料等や変動費などの延滞により当社が賃借人様に代わって賃借人様に支払をした場合には、当社は、賃借人様に対する求償権を取得し、賃借人様には、以下の額の金員につき当社への支払義務が発生します。(本契約第14条第2項)

- ①当社が賃借人様に支払った2.の額
- ②賃借人様が支払を延滞されたときから年率14.6%(年366日の日割計算)の割合による遅延損害金
- ③①の支払に要した費用(振込事務手数料1回あたり800円(税別)を含みます)

7. 事前求償について

当社は、賃借人様が2.の保証範囲に含まれる金員の支払を怠ったなどの求償金の保全を必要とする事情があるときは、賃借人様への支払前であっても、賃借人様及びその連帯保証人様に対して、事前に求償権を行使することができます。(本契約第16条)

8. その他の事項について

(1) 本件物件の明渡しにかかる費用の負担について

本件賃貸借契約が終了したにもかかわらず、賃借人様による本件物件の明渡しがないときは、賃借人様には、以下の内容について当社への支払義務が発生します。(本契約第15条第1項)

- ①法的手続費用(本件物件の明渡しにつき法的手続を要する場合)(但し、ライトプランにおいては本件物件の明渡しのための債務名義の取得までに要した法的手続費用に限り、(本契約第17条第3項、第29条)
- ②動産類の搬出・処分にかかる費用(本契約第19条第2項)
- ③動産類の保管料30日あたり1万円(税別)(本契約第19条第2項)

(2) 特別預託金について

当社は、当社が特に必要と認める場合、賃借人様の当社に対する支払義務を担保するため、賃借人様に特別預託金の預託を求めることがあります。(本契約第3条)また、本件賃貸借契約の目的物件が貸地、倉庫、工場又は宿泊施設の場合などであって、ライトプランからスタンダードプランにアップグレードする場合は、目的物件の地積・面積1坪あたり1万円の特別預託金の預託が必要となります。(本契約第29条第2項)

保証サービスに関する重要事項の説明者

重要事項の説明を受けて、内容を理解しましたので下記に署名致します。

※法人名義の場合は法人名とご担当者様名をご記入ください。

不動産
会社名 _____

説明を受けた日 20____年____月____日

担当者名 _____

賃借人様
(契約者様)

ご担当者様
(フルネーム)

4e's テナント保証 お申し込みの流れ

1. 保証サービスに関する重要事項説明を受け、ご署名ください。



本紙裏面の最下部の署名欄へご署名ください。

お申込者様へ

法人名義の場合は法人名とご担当者様名(フルネーム)をご記入ください。

不動産会社様へ

重要事項の説明を行った不動産会社名・ご担当者様欄もご記入ください。

2. 下記の記入例をご参照の上、申込書をご記入ください。



※申込書と契約書が複写式になっています。契約時には契約書への捺印等が必要となります。

お申込者様へ

審査に必要となりますので
全ての項目をご記入ください

必ずお申込者様
がご記入ください

従業員または代表者(個人事業主)
のご親族などの緊急連絡先を
ご記入ください

不動産会社様へ

金額欄は訂正できません

ご担当者様名をご記入ください

水道費、町費以外の固定費があればご
記入ください

普通借家・定期借家をチェックした上で
契約期間をご記入ください
プラン・利用用途、賃料管理者は、該当の
□にチェックしてください

集金代行を申し込む場合はチェックして
ください

3. 申込書および申し込みに必要な書類を不動産会社様へお渡しください。



オフィス・店舗・倉庫・工場・貸地・SOHO・トランクルーム・宿泊を伴う施設・社宅(集合住宅/一戸建て)
でのお申し込みの場合

法人の方	商業登記簿謄本(申込日より3ヶ月以内のもの)
個人契約(個人事業主)	本人確認書類のいずれか一つ ・運転免許証 ・パスポート(顔写真、氏名、住所、生年月日記載ページ) ・健康保険証 ・マイナンバーカード(個人番号カード) ※番号はマスキングしてください。

お申込者様(連帯保証人様)が下記に該当する場合は別途、次の追加書類ならびに情報提供が必要となります。

外国籍の方	在留カード・裏	未成年の方	親権者同意書 ※弊社HPからダウンロードできます
特別永住者の方	特別永住者証明書等の証明書類		

不動産会社様へ

契約に必要な書類は審査結果報告書にて確認のうえ、お申込者様にお伝えください。

4. フォーシーズから、契約内容、ご本人様確認のためお申込者様、連帯保証人予定者様へご連絡することがございます。



フォーシーズよりご連絡することがございます。ご希望の時間帯がありましたら、不動産会社様へお伝えください。
(営業時間は10:00~17:00です。)(土・日・祝も営業)

5. 審査承認・ご契約



署名・捺印済みの契約書と契約に必要な書類をご提出いただき、初回保証委託料をお支払いください。
契約に必要な書類と初回保証委託料の金額は不動産会社様経由でご案内致します。

■外国籍のお客様へ 契約書①②③のサイン記入欄に、パスポートの署名と同様の書体でサイン(ご記入)お願い致します。

■ご捺印時のご注意 印影が不鮮明、にじんでいる、欠けている場合は保証契約書の再作成が必要となります。

法人名	フリガナ	鮮明にご捺印 ください		次のような 場合はお受け できません	接触	不鮮明	重なり	欠け	にじみ
代表者	フリガナ								

フォーシーズ株式会社プライバシーポリシー

1. 個人情報の取得方法の表示 フォーシーズ株式会社は適法かつ公正な手段により個人情報を取得いたします。(1)本人から直接同意を得る取得。(2)来訪者記録用ビデオでの取得。(3)保険代理業務等の申し込み情報での取得。(4)当社による口頭での本人情報の取得。(応対者の品質向上の目的等の為に録音する場合があります)
2. 個人情報の利用目的の表示 フォーシーズ株式会社は、次の利用目的の範囲内でお客様から取得した個人情報を利用いたします。個人情報に含まれる本籍地等の機微情報は、特に厳重に管理します。(1)申し込みに関わる保証契約の引受け審査、履行、お客様へ連絡を取る為の連絡先及びそれに付帯するサービスの提供。(2)お客様からのお問い合わせがあった際、関連する内容を照会し、お答えするため。(3)当社が取り扱う可能性のある新しいサービスの開発のため。(4)提供するサービスの資料の送付、ご案内など。(5)当社のサービスの利用状況及び利用環境を含む市場調査のため。
3. 情報提供先および共同利用の可能性のある先・項目・手段 フォーシーズ株式会社は、上記2.の利用目的の範囲内で、次のとおり個人情報の提供および共同利用を行うことがあります。(1)共同利用先・不動産業者・家主・保証会社・収納代行機関(2)提供先・官公庁・弁護士・金融機関・サービス・ローンクレジット会社・リース会社・収納代行機関・保険会社・保証会社・信用情報機関・家主・不動産業者・連帯保証人・本人の身内関係・本人の勤務先関係 (3)項目・契約の有無・住所、氏名、電話番号、勤務先等、上記2.の利用目的に必要な個人情報の項目・賃借料支払状況に関する情報・保険契約に関する情報 (4)手段・書面(郵送)、電話、電子メール
4. 個人情報提供先の範囲 お客様の個人情報は、次のいずれかに該当するものを除き、いかなる第三者にも提供いたしません。(1)個人情報の直接取得時にお客様から同意を得ている場合。(2)上記3. 情報提供および共同利用に当たった場合。(3)お客様が識別できない状態にしている場合。(4)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき。(5)国の機関もしくは地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力が必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。(6)法令に基づく場合。(7)本人である個人が第三者に不利益を及ぼすと判断される場合。(8)裁判所、検察庁、警察、弁護士、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、特定の個人情報の開示を求められた場合。
5. 個人情報の委託について フォーシーズ株式会社は、メールマガジン発信、ホームページ更新、システム開発・運用などのために必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することがあります。
6. 信用情報機関への本申込・契約に係る個人情報の提供、登録、使用及び電話接続状況履歴の取得等 (1)当社は、当社が加盟する信用情報機関(以下、「加盟先機関」という。)及び加盟先機関と提携する信用情報機関(以下、「提携先機関」という。)に契約者及び保証人(申込者及び保証人予定者を含む。以下同じ。)の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、返済又は支払能力を調査する目的のみに使用します。(2)当社は、契約者及び保証人に係る本申込及び本契約に基づく個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)を)並びに申込日及び申込商品種別等の情報(以下、「申込情報」という。)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、貸付借申込物件情報等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)、及び取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)を、加盟先機関に提供します。なお、保証額については貸付借申込物件の賃料等1カ月分に相当する額を登録するものとします。(3)加盟先機関の、当該申込情報の登録期間は照会日から6カ月以内です。また、当該個人情報のうち、本人を特定するための情報については契約内容、返済状況又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間、契約内容に関する情報、返済状況に関する情報、取引事実に関する情報の登録期間は契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)です。(4)加盟先機関は、当該申込情報並びに当該個人情報を、加盟会員及び提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、当該情報を、返済又は

支払能力を調査する目的のみに使用します。(5)当社は、加盟先機関から電話接続状況履歴(全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査結果の履歴で、契約年月日、電話接続状況、転移先電話番号が含まれています。)の提供を受け、契約者及び保証人本人が識別される個人データとして取得し、返済又は支払能力の調査に使用します。(6)当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関の名称及び連絡先は以下のとおりです。

- ・当社が加盟する信用情報機関
株式会社日本信用情報機構
TEL 0570-055-955 <https://www.jicc.co.jp/>
- ・当社が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関
全国銀行個人信用情報センター
TEL 03-3214-5020 <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>
- 株式会社シー・アイ・シー
TEL 0120-810-414 <https://www.cic.co.jp/>

(7)契約者及び保証人は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟先機関が定める手続及び方法によって行うことができます。

7. 登録情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加又は削除、利用又は提供の拒否権等及び第三者提供記録の開示 フォーシーズ株式会社は、個人情報をできるだけ正確かつ最新の内容で管理します。お客様からお申し出があったときは、登録情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加又は削除、利用又は提供の拒否権等及び第三者提供記録の開示は適切に対応し、手続きを行います。

8. 情報提供の任意性 お客様の個人情報の提供は任意ですが、ご提供のない場合は、当社からのサービス、情報の提供、契約の締結ができない場合があることを予めご了承ください。

9. 当社へのご意見、苦情について

<フォーシーズ株式会社 お客様相談窓口> フリーダイヤル 0120-565-906

個人情報管理責任者 取締役 経営管理部 安河内 爽

10. 開示等の請求手続き お客様の個人情報についての「登録情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加又は削除、利用又は提供の拒否権及び第三者提供記録の開示(以下、開示等という)の手続きは、上記の「お客様相談窓口」にて対応いたします。当社は、ご本人からのご請求により、以下の方法でご本人の個人情報の開示等を行っていただきます。(1)お客様より開示等の請求のお申し出の際に、お名前・住所・生年月日・電話番号・当社との取引のあった時期・内容(対象物件名・部屋番号等)を確認させていただきます。(2)当社との取引の事実を確認後、現住所に「個人情報開示請求書」を送付いたします。必要事項をご記入の上、必要書類を同封し、お申し込みください。(3)本人確認書類は、公的証明書(運転免許証のコピー・パスポートのコピー・住民票等)のご提出をお願いします。(4)個人情報開示の手数料は、情報1件につき保証契約書に記載の項目情報は1,000円(税別)、それ以外の情報(賃借料支払状況等)は2,000円(税別)です。手数料は、当社指定口座への銀行振込(振込手数料お客様負担)でお願いします。(5)ご郵送いただく書類(個人情報開示請求書・本人確認書類・手数料振込の領収書)(6)ご郵送いただいた書類を確認後、原則として2週間程度で、書面にて回答いたします。(7)開示等請求については、業務の遂行上支障があると判断される場合は回答を制限させていただく場合があります。

以上

<加盟する認定個人情報保護団体について>
当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき下記の認定個人情報保護団体の会員になっております。認定個人情報保護団体では、会員の個人情報の取り扱いについての苦情を受け付けております。
<一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 >
認定個人情報保護団体事務局
相談受付電話番号 0120-700-779
ホームページアドレス <https://www.jipdec.or.jp/>

<加盟する認定個人情報保護団体について>
当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき下記の認定個人情報保護団体の会員になっております。認定個人情報保護団体では、会員の個人情報の取り扱いについての苦情を受け付けております。

<一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 >

認定個人情報保護団体事務局

相談受付電話番号 0120-700-779

ホームページアドレス <https://www.jipdec.or.jp/>

4cs フォーシーズ株式会社 TEL 03-3434-3725 (代) FAX 03-5408-6569
〒105-0004 東京都港区新橋5丁目13-7 <https://www.4cs.co.jp>
お申し込みお問合わせフリーダイヤル **0120-17-1143** ご意見・ご要望フリーダイヤル **0120-565-906**



【集金代行約款(口座振替)】 ~口座振替をご利用の方~

第1条(約款の趣旨) 本約款は、貸借人(甲)と借借人(乙)との間で締結する不動産賃貸借契約(以下「原契約」といいます。))に基づく乙の甲に対する賃料等、変動費その他の支払債務(以下「原契約債務」といいます。))のお支払い及び原契約債務の一定の範囲の保証を目的とする甲、乙、連帯保証人及びフォーシーズ株式会社(以下「当社」といいます。))との間の「4csテナント保証契約書」又は「4cs高級賃貸保証契約書」(いずれも適用のあるもの(以下「フォーシーズ保証契約書」といいます。))による契約(以下「フォーシーズ保証契約」といいます。))に基づく乙の当社に対するお支払いのうち、ジャックス株式会社(以下「ジャックス」といいます。))の集金代行システムを利用した当社の決済サービス(以下「本サービス」といいます。))によるお支払いに関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。なお、本約款に定める場合を除き、本約款の用語は、フォーシーズ保証契約における用法に従うものとします。

第2条(フォーシーズ保証契約) 1 乙は、フォーシーズ保証契約の内容を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。2 本約款がフォーシーズ保証契約と異なる定めをしている場合には、本約款が優先するものとします。

第3条(ご利用のお申込み) 乙は、本サービスの利用を希望する場合、当社の指定する申込書に所定の事項を記入・押印して当社に提出することにより申込みを行うものとします。

第4条(集金代行による振替) 1 本サービスの利用にあたり、甲及び乙は、原契約債務の支払について、当社がジャックスに対して集金代行業務を委託することを了承するものとします。2 ジャックスは、毎月一定の日(休業日にあたる場合は翌営業日)に、原契約債務の支払に必要な金額を当社に立替払するものとし、毎月27日(休業日にあたる場合は翌営業日)(以下「賃料等振替日」といいます。))に当該額を乙が予め指定した金融機関(以下「指定金融機関」といいます。))の口座(以下「指定金融口座」といいます。))から振り替えることとします。

第5条(原契約債務の支払期限) 乙は、原契約の規定にかかわらず、前条第2項の振替により、毎月27日までに翌月分の賃料等を支払うものとします。

第6条(手数料) 乙は、本サービスの利用料として、当社に対し、月額300円(税別)を支払うものとします。

第7条(保証債務の履行) 乙の指定金融口座の口座残高が振替金額に満たなかった又はその他指定金融口座からの振替請求が金融機関により拒否されたことにより第4条第2項の振替ができなかった場合は、フォーシーズ保証契約第14条第1項の規定にかかわらず、同契約に基づく当社による保証債務の履行がなされたものとします。

第8条(連帯保証人の履行) 前条に基づき当社の保証債務の履行がなされたときは、乙及び連帯保証人は、当社に対し、保証債務履行額及びこれに対する不奏功となった賃料等振替日の翌日から支払済みまで年14.6%(年366日の日割計算)の遅延損害金、その他弁済に要した費用(振込事務手数料1回800円(税別)を含みます。))の全額を直ちに償還するものとします。

第9条(年間保証委託費) フォーシーズ保証契約第9条第3項に定める「保証債務を履行した回数」は、第4条第2項の振替ができなかった回数をいいます。

第10条(届出事項の変更) 乙は、当社、ジャックス及び指定金融機関への届出事項に変更があった場合は、速やかに届け出るものとします。

第11条(解約) 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。①乙が当社所定の手続きを経て本サービスの解約を申し出たとき ②フォーシーズ保証契約が終了したとき ③乙が第13条の本約款の改正に同意されないとき ④当社が本サービスの解約を申し出たとき ⑤当社が本サービスを営むことができなくなったとき

第12条(振替金額の返金等) 1 フォーシーズ保証契約に基づく当社の連帯保証債務が存在しないにもかかわらず、当社が、甲に対し、本サービスに基づく振替金額を送金し、かつ、第4条第2項の振替ができなかった場合、甲は、乙に対し、当社から送金を受けた金額を返金するものとします。2 フォーシーズ保証契約に基づく当社の連帯保証債務が存在しないにもかかわらず、当社が、甲に対し、本サービスに基づく振替金額を送金し、かつ、第4条第2項の振替ができなかった場合、甲は、当社に対し、当社から送金を受けた金額を返金するものとします。3 前項に基づき当社が振替及び弁済に要した費用(1回あたり合計800円(税別))は、乙が負担するものとします。但し、乙が、甲に対し、予め本サービスの解約申入れを行っていたにもかかわらず、甲が当社にその旨を報告しなかったときなど、甲に過失がある場合、振替及び弁済に要した費用(1回あたり合計800円(税別))は、甲及び乙が連帯して負担するものとします。

第13条(本約款の変更) 1 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは改正されることがあります。2 改正の内容が、乙の権利を制限し、又は新たな義務を課することとなる場合には、その内容を通知させていただきます。3 前項の通知は、改正の影響が軽微であると当社が判断する場合には、当社ホームページ等への掲載によって代える場合があります。4 第2項の通知又は前項の掲載が行われた後、乙から所定の期日までにご異議のお申し出がない場合は、本約款の変更にご同意いただいたものとさせていただきます。

以上